

Title	知覚判断と経験判断 : カント認識論における知覚とカテゴリーの関係
Author(s)	壹岐, 幸正
Citation	待兼山論叢. 哲学篇. 1994, 28, p. 1-13
Version Type	VoR
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/6058">https://hdl.handle.net/11094/6058</a>
rights	
Note	

*Osaka University Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

# 知覚判断と経験判断

——カント認識論における知覚とカテゴリーの関係——

壹 岐 幸 正

—

カントは『プロレゴメナ』十八節で経験的判断を知覚判断と経験判断に区別している。それによると、知覚判断は「思惟する主観における諸知覚の論理的結合のみを必要とし、純粹悟性概念をまったく必要としない」判断であり、主観的妥当性しかもたない。これに対して経験判断は感性的直観の諸表象にくわえて純粹悟性概念を必要とし、客観的妥当性をもつ。さらに「われわれの判断は最初は単なる知覚判断」にすぎず、その判断と客体とを結びつけることにより経験判断が生じると説明されている。

知覚判断のこの定義は奇異な印象を与える。純粹悟性概念（カテゴリー）なしに成立し、主観的妥当性しかもたない判断などというのは、『純粹理性批判』（以下『第一批判』と略記する）における判断の概念と矛盾するよう  
1  
に思われる。経験判断が（これが『第一批判』でいうところの「判断」だが）これとは異なる種類の判断から生じ

るとされているのも、どのような事態を指しているのか不明である。本稿では、知覚判断についての議論を『第一批判』の知覚、判断およびそれらに関わるカテゴリーをめぐる議論と比較検討し、これらが整合的に理解されうるかどうかを明らかにしたい。

## 二

まず『プロレゴメナ』に先立って出版された『第一批判』第一版（以下『第一版』と略記する）にしたがって、判断の客観的妥当性に関する論証を見ていくことにする。

カントによればわれわれの認識は、時間・空間という感性的直観の形式を通して対象が感性的多様として与えられ、それを悟性がカテゴリーのもとに包摂することにより思惟する、という二つの段階を経て成立する。これら直観と思惟のA・プリオリな形式が先天的総合判断を可能にするのだが、それらが認識の主観的条件であることからその対象への妥当性が問題になる。直観の形式に関しては、それなくしては対象が与えられないということから客観的妥当性が確認されるのだが、思惟の形式であるカテゴリーに関しては問題の解決は困難になる。すでに成立している対象の直観がカテゴリーに適合しなければならぬ必然性は無いからである。この困難な課題にとりくんだのが「純粹悟性概念の演繹」と名づけられた章である。

カテゴリーの超越論的演繹、すなわち「A・プリオリな概念が対象に関わりうるその仕方の説明」(A85=B17)<sup>(1)</sup>の原理は、カントによればそのような概念が「経験の可能性のA・プリオリな制約として認められねばならない」(A94=B126)と「いうことである。ここで注意しなければならないのは、カテゴリーが経験の制約になるのは二

通りの仕方が考えられるということである。経験、つまり経験的認識に直観と思惟が必要であるというカントの認識論の枠組みからして、カテゴリーが思惟の制約であることによって経験の制約になることはもちろん予想できることだが、それ以外に直観においてカテゴリーが何らかの役割を担うとすれば、そのことによって経験の制約となりうるのである。後者が説明できなければ、カテゴリーの客観的妥当性は証明できない。これはカント自身序文で述べていることなのだが (vgl. A XVII f.) 上に示された原理はその点で曖昧さを残している。のちに見るように、このことが以降展開される演繹論の不明明さの一因になっているのである。<sup>(2)</sup>

『第一版』のカテゴリーの超越論的演繹は、感性的直観による現象の成立の制約を遡及的に求めて超越論的統覚にいたる第二節と、逆に超越論的統覚から叙述をはじめてその感性への関わりを論じる第三節との二つに分かれる。

第二節では所謂「三段の総合」(A97)が論じられる。カントはまず、われわれの認識は時間のうちにおける認識であると述べた上で、直観の対象の与えられ方について改めて考察する。直観に含まれる多様なものは時間において印象の継起として表象されるが、この瞬時に消えていく印象を一つの直観へと統一するには多様なものを「通覧」し「とりまとめる」(A99)はたらしが無くしてはならない。このはたらしは「直観における覚知の総合」(A98)と名づけられ、また時間・空間の表象をも可能にする場合には「覚知の純粋な総合」(A100)と呼ばれる。ところで、覚知の総合が可能であるためには、先行する表象が再生されなければならない。そうでなければ表象は次々に生じては消え、決して一つの直観へと統一されえないからである。一般に表象の再生は構想力の働きだが、経験的構想力は超越論的構想力を前提としており、したがって「構想における再生の総合」が覚知の総合と不可分の働きとして、直観の制約とされる。さらに、再生の総合が可能であるためには、再生された表象と元の表象との同一性

の意識が必要である。さもないければ再生された表象とそのつど現れる新しい表象との区別はつかないだろうからである。こうして「概念における再認の総合」がそもそも一つの直観が成立するための制約として取り出される。

再認の総合を扱った最後の箇所は、三段の総合の中でもとくに重要だと思われるが、カントの議論は錯綜していつとらえにくい。そこで少し詳しく検討することにしよう。

表象の再生が意味をなすためには、再生された表象と元の表象の同一性の意識が必要であった。この意識は直観における多様なものを一つの統一にもたらしめるものであるばかりでなく、これなしには「概念も、それとともに対象の認識もまったく不可能である」(A104) ようなものである。それではこの意識はいかにして生じるか。カントはここで「超越論的対象」という概念を用いる。現象は感性的表象に外ならず、われわれの表象能力を離れた対象は不可知である。だとすれば、われわれが表象の対象と呼んでいるものは「何かあるもの一般  $\parallel X$ 」(*ibid.*) であるにすぎない。ところで「すべての認識のその対象への関係についてのわれわれの考えは何らかの必然性を伴う」(*ibid.*)。言い換えると、対象に関わるわれわれの認識は互いに必然的に一致しなければ、対象の概念というものは不可能になる。対象である「何かあるもの  $\parallel X$ 」によって認識の一致を確認することができない以上、それは「表象の多様の総合における意識の形式的統一」(A105) つまり「統覚の統一」(*ibid.*) によるほかない。この統一は総合が何らかの規則に則って行われることによりもたらされ、この規則による統一の概念が「対象  $\parallel X$ 」の表象となる。そして、概念がここで規則として用いられるのである。しかし「あらゆる必然性の根底には超越論的制約がある」(A106) のだから意識の統一にもその超越論的根拠があるはずである。それが「純粋で根源的で不変の意識」(A107)、「あらゆる可能な表象に際しての自己自身の一貫した同一性」(A116) である「超越論的統覚」

(*ibid.*)である。この「自己自身の根源的で必然的な同一性の意識は同時にすべての現象の概念、すなわち規則に従った総合の、同様に必然的な統一の意識」(A108)で、これが「あらゆる経験に先立ち経験そのものを可能にする」(A107)とされるのである。

超越論的統覚に対して規則となるのはカテゴリーである。超越論的統覚はカテゴリーに従った総合の機能においてのみ、その一貫した必然的な同一性を示すことができる。そして感性とそれとともに可能なすべての現象は、自己意識の一貫した統一の制約に必然的に適合していなければならないことから、カテゴリーの現象への妥当性が演繹されるのである (vgl. A111f.)。

以上の議論は大筋では認めることができるものの、細かいところで説明不足の感がある。第一に、この「三段の総合」は全体として直観の成立の制約を論じているはずなのだが、経験的統覚の前提を説明する部分ではその規則として使用される概念と認識の客観性が話題になっているかのようである。しかも経験的統覚の根底には超越論的統覚があり、これについては、われわれの経験的認識の客観的実在性は現象が超越論的統覚の必然的統一の制約のもとに立つことに基づくと述べられているのである (vgl. A109f.)。

次に、経験的統覚によって可能になるとされる概念が、逆に総合の規則として経験的統覚を可能にすると考えられている。これは循環論になっているばかりでなく、このとおりだとすると直観の段階ですでに概念による規定が、すなわち判断が成立しているのではないかという疑いを起こさせずにはおかない。<sup>(3)</sup> 同様に超越論的統覚とカテゴリーの関係についても、カテゴリーが総合の規則になることによって超越論的統覚を可能にするというとき、どちらが根拠と考えられているのか、またどのようなカテゴリーの使用が考えられているかがハッキリしないのである。

つづく演繹論第三節では超越論的統覚から出発して悟性が「自然に対する立法」(A126)であること、つまり経験的認識の対象を可能にするものであることが示される。ここでも「現実的な経験」は「現象の覚知と連想(再生)そして最終的に再認に基づく」(A124)と述べられており、現象の意識(知覚)の成立と経験(経験的認識)の成立が同一視されているかのようなのである。

以上をひとことで言うなら、直観を通じて現象が与えられ、それにカテゴリーによる思惟が加わることによって認識が成立するというカント認識論の基本的な枠組みを維持し、なおかつカテゴリーの客観的実在性を保証するには、知覚の成立に関わるカテゴリーのはたらきが、十分に明確になっていないのではないかということである。

### 三

ここで改めて『プロレゴメナ』の議論を検討しよう。ともに経験的判断である知覚判断と経験判断の区別について、カントの十八節での最初の説明は、冒頭に述べたとおりである。カントは以降数節に渡って、表現を替え、例を挙げながら両者のちがいを説明している。

まず知覚判断に関する叙述を拾いだしてみよう。知覚判断とは「純粹悟性概念を必要とせず、思惟する主観における諸知覚の論理的結合のみを必要とする」「主観的のみ妥当」(W, 298)する判断である。それは「諸知覚を比較して私の状態についての意識に結びつける」(W, 300)ことにより成立する。言い換えると、「単に知覚の主観への関係を表現する」(*ibid.*)にすぎず「対象への関係をもたなす」(*ibid.*)。知覚判断において、悟性は判断を「もっぱら感性的直観から形成する」(W, 304)のであって「諸知覚は感性的直観に与えられるままに結合され

る」(ibid.)。

一方、経験判断は「つねに感性的直観の表象にくわえて特殊な、悟性において根源的に生みだされた概念を必要とし」「客観的妥当性をもつ」(N, 288)。この判断は知覚判断に「客体への関係を与える」(ibid.) ことにより生じる。客体への関係がいかに与えられるかということについて、カントは「諸知覚を比較して意識一般に結びつける」(N, 300) ことにより、あるいは「知覚がそのような「純粋」悟性概念のもとに包摂される」(N, 300f. 「内筆者補足」) ことにより、別の箇所では「感性的直観とその論理的結合にくわえて、綜合判断を必然的に、したがって普遍的なものとして規定するもの」(N, 304) つまり純粋悟性概念(カテゴリー) が加わることにより、また別の箇所では「判断の論理的契機」が「ひとつの意識における表象の必然的な統合の、したがって客観的に妥当する判断の概念」(N, 305) として用いられることによる等と説明している。

『第一版』の議論と比較すると、経験判断は経験的認識として述べられていたものと一致すると考えられる。問題の知覚判断については、以下の点で整合性が吟味されなくてはならない。第一に、知覚判断は悟性による知覚の論理的結合であるにもかかわらずカテゴリーを必要としないという言明。次に、対象への言及を含まないにもかかわらず判断であると言われている点。最後に、仮にこのような概念が『第一版』での議論に矛盾しないにせよ、カントの認識論にどう位置づけられるのか、という点である。

知覚判断がカテゴリーを必要としないという言葉は、文字通りとれば明らかにカントの所論に反するものである。知覚判断を形成するのは悟性なのだから、カテゴリーが何の関係ももたないことはありえない。それに、知覚とは「私が意識しているところの直観」(N, 300) であり、『第一版』における演繹論の成果をカントが否定しざるの



でもなければ、意識が悟性の何らかの綜合作用によるものだとすることも、知覚判断にカテゴリーは何らかの仕方に関わっているはずである。知覚判断がつねに経験判断との対照で説明されていることを考えに入れれば、カントの真意は、知覚判断には経験判断を経験判断たらしめているようなカテゴリーの使用は無い、ということになるだろう。

知覚判断が対象との関係をもたないという点についてはどうか。『第一批判』によれば判断とは「対象の間接的な認識であり、したがって対象の表象の表象」(A68=B93)である。これに従えば、対象との関係を持たない判断などありえないことになる。一方、『プロレゴメナ』では「ひとつの意識における表象の統合」(M, 304)とされており、広義に使われている。だからこそ知覚判断という概念が用いられるわけだが、『第一批判』第二版で再び「判断、すなわち客観的に妥当するような関係」(B142)と、明確に対象への関係が指摘されていることから、『プロレゴメナ』での用法には疑問が残る。知覚判断をどうしても議論に組み込まなければならぬ必然性があったと考えるべきなのだろうか。この問題はそのまま第三の問題点につながる。

知覚判断の概念がとらえがたいのは、先に挙げた難点のためばかりでなく、カントがこの概念を導入することによって何を狙っていたのが理解しがたいためでもあるだろう。主観的妥当性しかもたない判断を主題化して論じることには何の意味があるのか、にわかには分かりづらい。逆に、カントがこの概念を持ち出さなければならぬ理由が示されれば、結果的に有効な概念でないことが分かったとしても、彼の議論を理解しやすくなるだろう。

知覚判断と経験判断が同じ次元のものだとすれば、つまりどちらもすでに与えられている知覚を素材として、一方は主観的判断を、他方は客観的判断を形成するというのであれば、知覚判断を論じる意味は無いだろう。実際カ

ントはそうは述べていない。経験判断は知覚判断にカテゴリーを適用することによって生じるというのである。カントは知覚判断の例をいくつか挙げているのだが、それらはいずれも経験判断と区別のつかないようなものである。知覚判断を言い表すことができないということは、それが経験判断と同じ次元で成立するものではないということを示していると言えないだろうか。見方を変えて、知覚判断の「判断」を『プロレゴメナ』の用法にとれば、知覚判断についての記述はほぼそのまま「三段の総合」によって成立する直観（知覚）に該当するように思われる。そう考えると、繰り返し経験判断と対比させながら知覚判断を説明する、カントの叙述の仕方も納得のいくものになる。知覚判断は、経験判断を経験判断たらしめるようなカテゴリーの使用は含まない、未だ客体への関係をもたない、経験的意識において成立し、したがって主観的妥当性のみをもつ、それをもとに経験判断が成立する、そのような「判断」なのである。「再認の総合」を制約とする知覚の成立とカテゴリーの適用による経験的認識の成立との、『第一版』では不分明のままおかれた区別が、ここでは一応明確になっている。広義の「判断」が用いられるのは、知覚判断を成立させる結合作用が悟性のはたらきだということを示すためにほかならない。

それでは、知覚判断におけるカテゴリーの使用とはどのようなものだろうか。経験判断に先立って成立するといふ知覚判断を可能にするカテゴリーの使用がどのようなものかが説明できなければ、カントの認識論には重大な部分で欠落があるということになる。『プロレゴメナ』にはこれに関する説明は無い。この課題は『第一批判』第二版（以下『第二版』と略記）に引き継がれる。

## 四

カテゴリーの超越論的演繹論は『第二版』で大幅に書き改められた。ここでは、まず悟性のはたらきが「綜合」(B130)であることが確認され、次いで、「統覚の根源的―綜合的統一」(B131)が「人間の認識全体の最高の原則」(B135)として提示される。「私は考える」という表象は「私のすべての表象に伴いえなければならぬ」(B131)。カントが「純粹統覚」「根源的統覚」(B132)と名づける(『第一版』では「超越論的統覚」)この意識は、つねに同一の自己意識である。意識の同一性は感性的直観において与えられる一つ一つの表象を意識するだけでは成立せず、多様な表象を綜合し、この綜合を意識することにより成立することから、この統覚の統一は悟性に帰される。そして悟性がカテゴリーに従ってはたらくことから、この自己意識の成立にはカテゴリーが関わっていることが示される(十五、十六節)。ここでは、一つ一つの表象の意識と、それらを綜合することによって成立する同一の自己意識とが区別される。問題にしなければならないのは前者におけるカテゴリーの使用である。『第二版』が『プロレゴメナ』から引き継いだ課題はこちらだからである。

問題は、カテゴリーはいかにして知覚の成立に関わるかということである。「知覚」すなわち「直観の經驗的意識」(B160)は「經驗的直観における多様なものの合成」である「覚知の綜合」(*ibid.*)によって可能になる。覚知の綜合は感性的直観の形式に合致しなければならない。ところで、空間・時間は直観の形式であると同時に直観そのものとしても表象される。この空間・時間の直観は多様なものを含んだひとつの直観的表象である。したがって、多様なものの綜合的統一は覚知の綜合の制約として、空間・時間の直観とともに与えられているのである。この綜

合的統一はカテゴリーのもとにあり、覚知の総合によって可能になる知覚は、カテゴリーを前提とすることになる(二十六節)。

空間・時間という形式的直観とともに与えられる多様なものの総合的統一は、悟性のみによる総合である「悟性的結合 (synthesis intellectualis)」(B151) に対して「形象的結合 (synthesis speciosa)」(*ibid.*) と呼ばれる、構想力による総合である。構想力とは「対象をそれが現に存在しなくても直観において表象する能力」(*ibid.*) である。構想力のカテゴリーに従った直観の総合、つまりその超越論的総合は「感性への悟性の作用であり、われわれに可能な直観の対象へのその最初の(同時に他のすべての適用の根拠になる)適用」(B152) とされる(二十四節)。この超越論的構想力は「規則に従ったア・プリオリな時間規定」(A145 = B184) である「超越論的図式」(A138 = B177) によって直観の対象を総合するのである。<sup>(9)</sup>

以上から知覚の段階ですでにカテゴリーが、判断の場合とは異なった仕方です、つまり構想力を介して関わり、ことが明らかになったと言えるだろう。この知覚は「統覚の主観的統一」(B139) として「統覚の客観的統一」あるいは「超越論的統一」(*ibid.*) と区別される。主観的統一は構想力による「内感の規定」(*ibid.*) であり、これを通して直観の多様性が与えられ、それが客体の概念へと統一されることによって客観的妥当性をもつ認識が成立する。判断とは「与えられた認識を統覚の客観的統一へともたらず仕方」(B141) であり、判断の含む繫辞「〜である」は与えられた表象の客観的統一をあらわすものである(十八、十九節)。

このようにみると、『プロレゴメナ』で知覚判断とよばれていたのは知覚にほかならず、それが主観的妥当性のみをもち、カテゴリーの(経験判断に固有の)使用を含まず、その知覚判断にカテゴリーが加わることによって

客観的妥当性をもった経験判断がなりたつ、とする記述は『第二版』の議論と整合性をもつことが分かる。さらに『第一版』と『第二版』との比較では、「再認の総合」の箇所の難点が解消されていることが指摘できる。『第一版』では知覚の成立に概念が必要とされることにより、知覚と経験的認識との区別が不明確になっているのに対し、『第二版』では知覚の制約となる総合は構想力の図式によるはたらきなのである。したがって、この間のカントの思索は一貫しており、『第二版』で一定の成果をあげたとしていいのではないだろうか。

「知覚判断」という概念は、たしかに『プロレゴメナ』以来用いられなくなったが、『第一批判』第一版から第二版に至る数年、カントが解決に苦心した問題を如実に表していると言えるだろう。

## 注

- (1) カント『純粹理性批判』からの引用は慣例に従う。『プロレゴメナ』からの引用はアカデミー版により、巻数、頁数の順に記す。
- (2) 岩隈敏氏は「演繹論」の記述の錯綜の一因として「多様な直観」「直観の多様」という表現の曖昧さを指摘している。岩隈敏「カントにおける「現象」について——1——」福岡大学人文論叢 17(4)1986, p.85ff.
- (3) 「再認の総合」において概念が用いられることについて、プラウスは次のように考える。すなわち、この総合によってはじめて可能になるはずの概念が、逆に総合を可能にするものとされているのは、知覚の成立にこの概念がすでに何らかの（もちろん判断におけるとは異なる）仕方で現実的な概念として使用されざるをえない、という事情を表している。プラウスはここから、カントがなしえなかった「知覚判断」の定式化を『……に見える』——判断——として完成しようと試みていた。Prauss, G., *Erscheinung bei Kant. Ein Problem der "Kritik der reinen Vernunft"*, Berlin 1971, S.132ff. (邦訳『認識論の根本問題——カントにおける現象概念の研究——』観山雪陽、訓覇唯雄（晃洋書房）一九七九、一五一頁）

(4) 例えば「空気が弾力的である」という知覚判断の例。経験判断であっても同じ表現になる。

(5) フロイディガーは『プロレゴメナ』二十二節のカントの注を根拠に、図式化されたカテゴリーは知覚ではなく判断において使用されると考える。しかし、そうするとカテゴリーが知覚の成立にいかに関わるかということは説明できなくなるのではないだろうか。Freudiger, J., "Zum Problem der Wahrnehmungsurteile in Kants theoretischer Philosophie", in *Kant-Studien* 82 (1991), S.423.

付記 本稿は、第二十三回大阪カントアーベント例会（一九九三年十二月十八日、大阪大学待兼山会館）において、口頭発表した草稿に大幅に加筆したものである。

（大学院後期課程学生）